

固定資産税(土地および家屋)の価格等の縦覧について

市内に所在する土地または家屋の固定資産税の納税者(免税点未滿で課税されない方を除く)は、他の土地や家屋と比べて、その価格が適正かを縦覧帳簿により確認することができます。

- 縦覧期間 令和4年4月1日(金)～令和4年5月2日(月)
8:30～17:15 ※土・日曜日、祝日は除く
- 縦覧場所 市役所本庁2階税務徴収課
- 縦覧できる方
 - ・土地または家屋の固定資産税の納税者およびその同一世帯の親族
 - ・納税管理人
 - ・相続人代表者およびその他の相続人
 - ・納税者の委任を受けた代理人
- 縦覧を申請する際に必要なもの
実際に縦覧する方の運転免許証等本人確認ができるもの
※代表者以外の相続人、代理人、法人の方は、下記該当書類も合わせてご用意ください。
 - ・代表者以外の相続人の場合は、相続関係が確認できるもの
 - ・代理人や法人の場合は、委任状

問 本庁 税務徴収課資産税G ☎52-1111 内線235

市税等の納付は便利で安心な口座振替をご利用ください

市税等の納付については、便利で安心な口座振替をご利用ください。
振替日に指定口座から自動的に納付されます。金融機関等に出向く手間がかからず、納め忘れの心配もありません。

- 口座振替できる税金等
 - 市・県民税(普通徴収)
 - 軽自動車税(種別割)
 - 介護保険料(普通徴収)
 - 固定資産税
 - 国民健康保険税(普通徴収)
 - 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- 口座振替日
各税金等の納期限の日
※基本的には月末ですが、12月は25日です。また、納期限が土・日・祝日に当たる場合は翌営業日に振替になります。
- 口座振替開始日
原則、お申込みをした月の翌月の納期分からです。
- 口座振替の申込方法
次の金融機関の窓口でお申込みいただけます。
 - 常陽銀行
 - 東日本銀行
 - 水戸信用金庫
 - ゆうちょ銀行・郵便局
 - 筑波銀行
 - 常陸農業協同組合 各支店
 - 烏山信用金庫
 - 茨城県信用組合
 - 中央労働金庫
- ※口座振替依頼書は、市内の金融機関および市役所税務徴収課・各支所に備え付けてあります。
※市役所・各支所ではお申込みできません。金融機関にお申込みください。
- 申込みの際に必要なもの
 - 通帳等口座番号がわかるもの
 - 通帳の届出印
 - 納税通知書(納付書)

◆◆◆市税等は納期限内に納付しましょう◆◆◆

問 本庁 税務徴収課徴収推進G ☎52-1111 内線237・238
山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111